

政府実行計画に基づく省庁単位の実施計画（案）について

令和6年6月4日
地球温暖化対策推進本部幹事会

1. 背景

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、政府は、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）を策定することとされており、2021年10月に閣議決定された政府実行計画の中で、
 - ・ 2013年度を基準年として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とし、本目標達成のため、各種取組についても目標が設定された。
 - ・ また、各府省庁は組織・施設ごとの温室効果ガスの排出削減計画を盛り込んだ自ら実行する措置を定めた実施計画を策定するとともに、地球温暖化対策推進本部幹事会において、各府省庁の2030年度の削減目標が政府全体の目標達成に向け適切なものであるかどうかを確認することとしている。
- 今回、2023年度に設置されたこども家庭庁について実施計画を策定するとともに、所管施設の一部がこども家庭庁に移管された厚生労働省において実施計画を改定することとした。
- また、実施計画は策定済みだが、年間の温室効果ガス排出量が把握できていなかったデジタル庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会において、温室効果ガス排出削減目標を設定することとした。

2. 実施計画（案）の確認結果（別紙参照）

- こども家庭庁の実施計画（案）の各種取組の目標は、政府全体の温室効果ガス排出削減目標達成に向けて設定された各種取組の目標と同等であり、適切なものと評価される。なお、温室効果ガス排出量については、今後、進捗状況の確認を通じて年度排出量を把握した上で、2025年度早期に目標を設定するものとする。

- 厚生労働省の実施計画の改定案で設定された 2030 年度の温室効果ガスの削減目標は、2013 年度比で 50%以上であり、政府全体の目標達成に向け適切なものと評価される。
- 個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、デジタル庁の実施計画の改定案で設定された 2030 年度の温室効果ガスの削減目標は、年間の温室効果ガス排出量が確認できた 2022 年度を基準として 32%以上である。
これは 2013 年度から 2030 年度 50%削減目標に向けて順調に排出量を削減した場合の 2022 年度からの削減割合と同等であり、政府全体の目標達成に向け適切なものと評価される。

3. 今後のスケジュール

- 今後、各省庁等にて速やかに実施計画決定の手続きをとり、6 月中を目途に、環境省のホームページにて一括して公表する。

(参考) 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和３年１０月２２日閣議決定）（抄）

第三 政府の温室効果ガスの総排出量に関する目標

政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、２０１３年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を２０３０年度までに５０％削減することを目標とする。

この目標は、各府省庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

政府の船舶・航空機の使用に伴う排出及び福島県内で国が実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出については、上記の削減目標の対象外とする。これらの活動からの排出量については、排出量の把握を行うとともに、温室効果ガスの総排出量以外の評価指標を設定し、取組の進捗状況を点検することとする。

第四 措置の内容

６ 関係府省ごとの実施計画の策定

- (１) 各府省庁は、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために自ら実行する措置を定めた「実施計画」を策定する。
- (２)・(３) (略)
- (４) 各府省庁は、(２)に掲げた取組その他の取組の徹底を目標とすることによって、先進的な温暖化対策技術を事業者や家庭に先駆けて率先して導入することを通じ社会全体への普及を牽引する役割を果たす。このため、２０１３年度を基準として、政府全体で温室効果ガスの総排出量を２０３０年度までに５０％削減することを踏まえ、２０３０年度の削減目標を府省庁ごとに設定することとする。各府省庁が設定した目標については、政府全体の目標達成に向け適切なものであるかどうかを、地球温暖化対策推進本部幹事会において確認する。
- (５)・(６) (略)

○こども家庭庁の実施計画（案）における各種目標

	(単位)	政府実行計画で の 2030 年度目標	こども家庭庁の実施計画 (案) での 2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合(件数ベース)	%	50	50
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	100	100
L E D照明の導入割合	%	100	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	60	60

○厚生労働省の実施計画の改定案における温室効果ガス削減目標

府省庁名	2030 年度の 削減目標 (%)	基準年度 (2013 年度) 排出量 (トン CO2/年)	目標年度 (2030 年度) 排出量 (※) (トン CO2/年)
厚生労働省	50%以上	124, 604, 158	62, 302, 079

※目標年度の排出量は、基準年度の排出量を基に、2030 年度の削減目標 (%) が最低限達成されたと仮定して環境省において計算したものであり、実施計画中の温室効果ガス排出削減計画の値とは異なることがある。

○個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、デジタル庁の実施計画の改定案における温室効果ガス削減目標

府省庁名	2030 年度の 削減目標 (%)	基準年度 (2022 年度) 排出量 (トン CO2/年)	目標年度 (2030 年度) 排出量 (※) (トン CO2/年)
個人情報保護委員会	32%以上	60, 903	41, 414
カジノ管理委員会	32%以上	44, 536	30, 284
デジタル庁	32%以上	73, 153	49, 744

※各機関の目標年度の排出量は、基準年度の排出量を基に、2030 年度の削減目標 (%) が最低限達成されたと仮定して環境省において計算したものであり、各機関の実施計画中の温室効果ガス排出削減計画の値とは異なることがある。